

経営者の皆様・必見！！【 今後施行される主な法改正(2025年6月～) 】※予定を含む

「中小企業も待たなし！法改正に対応した労務管理ができるよう整備する必要があります。さあ、チェックリストで自社の診断を行いましょう！」

	施行月	項目	概要	根拠法・関連法
1	2025.6	熱中症対策の義務化	・熱中症のおそれのある作業を行う際に、早期発見のための体制整備・重篤化を防止するための措置の実施手順の作成・関係作業員への周知を義務付け	労働安全衛生規則
2	2025.10	教育訓練休暇給付金創設	・教育訓練休暇の取得時に基本手当相当の給付金支給	雇用保険法
3	2025.10	仕事と育児の両立支援	・3歳～小学校就学前まで子を養育する従業員を対象に、柔軟な働き方を実現する措置として[時差出勤、テレワーク、短時間勤務、保育施設の設置、養育両立支援休暇]の中から2つ以上の措置を導入 ・柔軟な働き方を実現する措置として導入した措置の個別の周知・意向確認 ・妊娠・出産申出時、子が3歳になる前に、仕事と育児の両立に関する意向聴取・配慮	育児・介護休業法
4	2025.10予定	健康保険 被扶養者基準見直し	・19歳から22歳までの子どもの健康保険の被扶養者の年収要件を150万円に引上げ	健康保険法
5	2025.12	個人所得税の課税見直し	・基礎控除・給与所得控除の見直し ・特定親族特別控除の創設 ・扶養親族等の所得要件の改正	所得税法
6	2026.4	子ども・子育て支援金徴収開始	・健康保険料と合わせた形で子ども・子育て支援金の徴収の開始	健康保険法
7	2026.4予定	男女間賃金差異・女性管理職比率の情報公表	・男女間賃金差異と女性管理職比率の情報公表を、従業員数301人以上から101人以上の企業へ拡大	女性活躍推進法
8	2026.4予定	在職老齢年金制度の見直し	・在職老齢年金制度の支給停止となる収入基準額を50万円から62万円に引上げ（2024年度価格）	厚生年金保険法
9	2026.7	障害者法定雇用率の見直し	・障害者法定雇用率を2.7%に引上げ	障害者雇用促進法
10	2026.10予定	就業調整抑制のための支援	・新たに社会保険に加入する一定の短時間労働者が負担する社会保険料を軽減できる特例的・時限的な経過措置の創設 ・特例により事業主が一旦負担した保険料相当額を制度的に支援	健康保険法 厚生年金保険法
11	～2026.12頃 まで予定	カスハラ対策義務化	・カスタマーハラスメント対策の義務化	労働施策総合推進法
12	～2026.12頃 まで予定	就活セクハラ対策義務化	・求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化	男女雇用機会均等法
13	～2026.12頃 まで予定	公益通報者の保護強化	・通報を理由とした解雇・懲戒処分等の決定に関与した関係者への罰則創設 ・通報を理由として解雇等を行った法人に、法人重課として罰則創設 ・通報者を特定しようとする行為の禁止（正当な理由がある場合を除く）	公益通報者保護法
14	2027.9予定	標準報酬月額上限額引上げ①	・厚生年金保険の標準報酬月額の上限額65万円→68万円に引上げ	厚生年金保険法
15	2027.10予定	社会保険 適用事業所拡大①	・従業員数36～50人企業規模の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法
16	～2028.6頃 まで予定	社会保険 賃金要件撤廃	・短時間労働者の社会保険加入基準である月額賃金8.8万円以上を廃止	健康保険法 厚生年金保険法
17	～2028.6頃 まで予定	ストレスチェック企業規模撤廃	・企業規模にかかわらず、ストレスチェックの実施義務	労働安全衛生法
18	2028.9予定	標準報酬月額上限額引上げ②	・厚生年金保険の標準報酬月額の上限額68万円→71万円に引上げ	厚生年金保険法
19	2028.10	雇用保険の適用拡大	・被保険者の加入要件を週20時間以上から週10時間以上に引き下げ	雇用保険法
20	2029.9予定	標準報酬月額上限額引上げ③	・厚生年金保険の標準報酬月額の上限額71万円→75万円に引上げ	厚生年金保険法
21	2029.10予定	社会保険 適用事業所拡大②	・従業員数21～35人企業規模の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法
22	2029.10予定	社会保険 個人事業所適用拡大	・非適用業種である常時5人以上の者を使用する個人事業所も社会保険の適用事業所に加える	健康保険法 厚生年金保険法
23	2032.10予定	社会保険 適用事業所拡大③	・従業員数11～20人企業規模の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法
24	2035.10予定	社会保険 適用事業所拡大④	・従業員数10人以下の事業所の短時間労働者が社会保険に加入	健康保険法 厚生年金保険法

2025.5.27現在



社会保険労務士法人 村松事務所
株式会社 浜松人事コンサルタント